

全国過疎地域連盟和歌山県支部規約

(名称)

第1条 この支部は、全国過疎地域連盟和歌山県支部（以下「本支部」という。）と称する。

(目的)

第2条 本支部は、会員相互間の緊密な連絡提携により、過疎対策事業の充実強化を図り、過疎地域の持続的発展を促進し、過疎地域における産業、経済の開発振興と地域住民の生活、文化の安定向上を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本支部の会員は、一般社団法人全国過疎地域連盟の会員及び本支部の趣旨に賛同するものとする。

(事業)

第4条 本支部は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 過疎地域の持続的発展のための施策の推進及び予算の確保のための運動
- (2) 調査研究及び資料の収集整備
- (3) 情報の交換
- (4) その他必要な事業

(事務局)

第5条 本支部の事務局は、和歌山県町村会内に置く。

(役員)

第6条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 支部長、副支部長及び監事は、総会においてこれを選任し、理事は県総務部長、県企画部長の職にあるもの及び過疎地域の市町村長又は市町村議会の代表者をもって充てる。

3 支部長は本支部を代表し、支部の事務を総理する。

4 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。

5 理事は、支部の事務を掌理する。

6 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、任期満了後であっても後任者が決定するまでの間、引き続きその職務を行う。

2 前項の役員全部又は一部が欠けた場合において、補充選任される役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第8条 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長は、支部長の命を受けて事務局を統轄し、その他の職員は、事務に従事する。

(会議)

第9条 会議は、総会、理事会とする。

(総会)

第10条 総会は、最高の意志決定機関とし、支部の重要事項を審議する。

(理事会)

第11条 理事会は、理事をもって構成し、事業計画、収支予算等、支部の運営に関する事項を審議する。

ただし、重要と認める事項については、総会に報告し、承認を得るものとする。

2 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(会議の招集)

第12条 会議は、支部長がこれを招集し、議長となる。

(財務)

第13条 支部の事業を行うため、必要な経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この規約の施行に関し、必要な事項は、理事会の承認を経て、支部長が別に定める。

附 則
この規約は、昭和45年8月25日から施行する。

附 則
この規約は、昭和56年4月14日から施行する。

附 則
この規約は、平成2年6月4日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則
この規約は、平成9年6月6日から施行する。

附 則
この規約は、平成10年5月20日から施行する。

附 則
この規約は、平成11年6月4日から施行する。

附 則
この規約は、平成12年6月14日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則
この規約は、平成19年4月26日から施行する。

附 則
この規約は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。